特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
2	個人住民税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鎌ケ谷市長

公表日

令和6年8月30日

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、企業・日本年金機構等から提出された支払 払報告書を元に住民税額を計算し賦課する。 住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書等を発行する。
③システムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、バックアップシステム、中間サーバー、収納管理システム、口座管理システム、統合収納管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システム、滞納管理システム、統合滞納管理システム、EUCシステム、庁内データ連携システム
2. 特定個人情報ファイル	名
1. 住民税賦課情報ファイル	2. 1月1日世帯情報ファイル 3. 年金特別徴収情報ファイル 4. 宛名情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表24の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシ	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	<情報提供の根拠>番号法第19条第8号番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 <情報照会の根拠>番号法第19条8号番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番48
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	鎌ケ谷市総務企画部課税課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
総務省	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	鎌ケ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目6番1号 047-445-1141
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ

Ⅱ しきい値判断項目

	do.						
1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>					
	いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満					
	いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点					
3. 重大事故							

発生なし

[

<選択肢> 1) 発生あり

]

2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	西書の種類				
<選択肢>						
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ŧネットワークシス ラ	テムを通じた	:入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイル(の取扱い	の委託			Γ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入る 2) 十分である 3) 課題が残さ		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステムを	通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≥の接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入え 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入え 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入る 2)十分である 3)課題が残さ		
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	ョ部監査 []	外部監	<u></u> 査
9. 従業者に対する教育・	答					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	ている	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月1日	I 関連情報-5. 評価実施機 関-②所属長の役職名	課税課 押切 良雄	課税課長	事後	平成31年1月1日付け様式 変更による。
令和1年7月1日	Nリスク対策-1.提出する特 定個人情報保護評価書の種	記載なし	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	平成31年1月1日付け様式 変更による。
令和1年7月1日	IVリスク対策-2.特定個人情報の入手~7.特定個人情報	記載なし	十分である。	事後	平成31年1月1日付け様式 変更による。
令和1年7月1日	Ⅳリスク対策-8. 監査	記載なし	自己点検及び内部監査を実施している。	事後	平成31年1月1日付け様式 変更による。
令和2年1月1日	I関連情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システム名称	個人住民税システム、宛名管理システム、申 告受付システム、eLTAXシステム、国税連携シ ステム、データ連携システム、イメージ検索シ ステム、バックアップシステム、中間サーバー、 収納管理システム、口座管理システム、住民 基本台帳ネットワークシステム	個人住民税システム、宛名管理システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、イメージ検索システム、バックアップシステム、中間サーバー、収納管理システム、C民基本台帳ネットワークシステム、コンビニ交付システム	事前	事前通知事項
令和3年11月1日		番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う修正
令和3年11月1日	Ⅱ-1、Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	時点修正
令和6年8月30日	Ⅰ-3法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項、番号法第9条第3項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表24の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例	事後	法改正に伴う変更
令和6年8月30日	Ⅰ-4②法令上の根拠	4, 6, 8, 10, 15, 16, 18, 23, 26, 27, 2 8, 29, 3 1, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 5 7, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 6 7, 70, 71, 7 4, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 1	<情報提供の根拠>番号法第19条第8号番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、7、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 <情報照会の根拠>番号法第19条8号番号法第19条8号番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48	事後	法改正に伴う変更
令和6年8月30日	I 関連情報-5.評価実施機関 -②所属長の役職名	課税課長	課長	事後	
令和6年9月1日	Ⅱ-1、Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年8月29日時点	事後	
令和6年9月1日	I関連情報-1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-3シ ステムの名称	個人住民税システム、宛名管理システム、申 告受付システム、eLTAXシステム、国税連携シ ステム、 データ連携システム、イメージ検索システム、 バックアップシステム、中間サーバー、収納管 理ンステム、 ロ座管理システム、住民基本台帳ネットワーク システム、コンビニ交付システム	個人住民税システム、宛名管理システム、申 告受付システム、eLTAXシステム、国税連携シ ステム、データ連携システム、イメージ検索システム、 バックアップシステム、中間サーバー、収納管 理システム、C座管理システム、統合収納管 理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、コンピニ交付システム、統合滞納管理システム、 テム、EUCシステム、方内データ連携システム	事前	